

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	鉄筋コンクリート造 その他( )			
工事の種類	新築工事 維持・修繕工事 解体工事			
	電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他( )			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	コンクリート アスファルト・コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無(解体・維持・修繕工事のみ)			
	その他( )			
工事着手前に実施する措置 の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他( )			
工事着手の時期		平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	その他( )	その他の工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	上の工程における の順序 その他( ) その他の場合の理由( )			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他				
備考				

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。  
欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。